

答申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定処分（令和4年2月2日付け農総技第185-2号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和3年12月14日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。（対象期間：平成26年度～請求日）

1. 富山県農林水産総合技術センターが作成した、富山県文書管理規程「第7章公文書の廃棄及び移管」の規定に従って作成した全ての資料
2. 1にて廃棄を行った際に廃棄業者へ引き渡した日がわかる資料

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求のうち、2の請求内容に対し、対象公文書を保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により本件処分を行った。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年2月8日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び審査会での意見陳述等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

請求内容に従った対象資料の未公開分の開示を求める。

2 理由

富山県農林水産総合技術センターが作成した、富山県文書管理規程「第7章公文書の廃棄及び移管」の規定に従って作成した全ての資料のうち、富山県農林水産総合技術センターが廃棄業者へ引き渡したことがわかる引渡書、請求書、引渡計画書等の資料を総務会計課用度管理係が所有しているにも関わらず開示されない。

また、富山県農林水産総合技術センターが総務会計課用度管理係から案内のあった廃棄業者へ引渡しを行う日付及び引渡段ボール数に関する資料や廃棄物の運搬に使用した公用車の使用記録等の資料が存在しているにも関わらず開示されない。

県は、廃棄決定した公文書がどの溶解ボックスに入っているのか判別できない状況となることから、「廃棄業者へ引き渡した日」を特定できないと主張するが、廃棄決定した公文書がどの溶解ボックスに入っているのか判別できない状況となることと、「廃棄業者へ引き渡した日」を特定できない因果関係が不明である。廃棄業者の手配予定や立会結果など総務会計課用度管理係が廃棄事業者へ引き渡した資料が開示文書となると考える。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取等によれば、概ね次のとおりである。

富山県農林水産総合技術センターにおいては、公文書を廃棄する場合は、溶解ボックス等を活用して処分しているが、溶解ボックスにより処分する場合は、機密保護の観点から投入後に密閉しており、廃棄決定した公文書がどの溶解ボックスに入っているのかを事後に判別できない状況となり、「廃棄業者へ引き渡した日」を特定できないため、対象の公文書を保有していないことを理由に非開示としたものである。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

公文書の廃棄方法については、富山県文書管理規程第69条によれば、「廃棄処分は、公文書がみだりに他に使用されないよう焼却、溶解、裁断、消去その他の方法により確実に行わなければならない。」とされている。

このため、当審査会において、富山県農林水産部農林水産企画課及び農林水産総合技術センターの職員に意見聴取を行ったところ、廃棄目録により廃棄決定した公文書は、ファイル、金属、紙などに分別し、紙のみを溶解ボックスに入れて密閉するが、溶解ボックスの側面には、担当課及び担当者名のみを記載することとされ、内容物に関する記載は機密保護の観点から求められていないため、密閉後の内容の特定は困難となる。また、当該廃棄作業に関する記録、廃棄決定した公文書を入れた溶解ボックスの個数及び総務会計課が指定する溶解ボックス廃棄日に指定場所へ運び込んだ個数に関する記録が残っていないため、「廃棄業者へ引き渡した日」については、総務会計課資料を含めて特定することができないとのことであった。その説明に不合理な点は認められない。「廃棄業者へ引き渡した日」として可能性が高い日は想定されうるが、「廃棄業者へ引き渡した日」を特定することは困難であることから対象となる公文書は不存在とするしかない。

よって、本件開示請求に係る実施機関の判断は妥当とせざるを得ない。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年5月31日	実施機関から諮問書を受理
令和4年6月29日 (第182回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事案の概要説明 ・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和4年8月3日 (第183回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議
令和4年9月2日 (第184回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
大 原 弘 之	弁護士	
神 山 智 美	富山大学経済学部准教授	会 長
中 村 正 美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西 田 隆 文	高岡商工会議所専務理事	